

院外処方箋における疑義照会事前同意プロトコル

医療法人 大分記念病院

《処方変更に係る原則》

- ・ 事前合意プロトコルに基づく疑義照会の運用は、当院及び保険薬局双方による「疑義照会事前同意における同意書」（以下、合意書）の締結を持って実施される。
- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を順守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、薬学的に問題がないことを確認するとともに、アドヒアランスや利便性が向上する場合に限る。
- ・ **合意書に基づく変更であっても、患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。**ただし、本人からの同意取得が困難な患者（未成年者や認知症患者）にあつては、その主たる介護者からの同意を取得することも可とする。本人の同意がない場合の変更については、例えプロトコルに基づく場合であっても、疑義照会を行った上でなければ変更できない。

1. 問い合わせ窓口

プロトコルに関する問い合わせ

受付時間： 平日 9：00～17：00、土曜日 9：00～12：00

TEL： 097-543-5252（薬剤科）

2. 処方変更・調剤後の連絡

合意書に基づく処方変更を行った場合は、変更内容を記入した処方箋を下記のFAX番号に送信するか病院に持参してください。

FAX： 097-545-7216

3. 疑義照会不要例（ただし、麻薬、吸入薬に関するものは除く）

以下の8点の内容については、包括的に医師の同意が得られたものとして疑義照会を不要とするが、以下のことを十分に理解したうえで行うこと。

- ・ 変更にあたっては、対象事例が、プロトコルが意図する内容に合致するか否かをよく吟味し、画一的にならず、患者の状況等も踏まえ、薬剤師の責任において行うこと。なお、判断に迷う場合は、必ず処方医に対し疑義照会を行うこと。
- ・ 薬学的観点から処方箋調剤を行い、適応症や患者利便性を十分に確認してから変更を行うこと。適応症が確認できない場合には疑義照会を行うこと。
- ・ 服用方法・安定性・価格を含めた患者への説明は保険薬局で十分に行うこと。
- ・ 変更後の治療効果・安全性やアドヒアランス状況などを常に確認すること。

① 複数規格製剤がある場合の処方規格の変更（規格追加も含む）

例： 5mg錠 1回 2錠 → 10mg錠 1回 1錠

40mg錠 1回 0.5錠 → 20mg 1回 1錠

1mg錠 1回 2.5錠 → 1mg錠 1回 2錠 + 0.5mg錠 1回 1錠

※錠剤の規格によって適応症が変わる場合は、疑義照会が必要です

例：カルベジロール錠

効能・効果	錠1.25mg	錠 2.5mg	錠 10mg	錠 20mg
本態性高血圧症（軽症～中等症）、腎実質性高血圧症、狭心症	—	—	○	○
虚血性心疾患又は拡張型心筋症に基づく慢性心不全	○	○	○	—
頻脈性心房細動	—	○	○	○

○：効能有 —：効能無

規格によって適応が異なるため規格を変更する際は疑義照会を行うこと。

② 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例：ロコイド軟膏0.1%（5g） 2本 → ロコイド軟膏0.1%（10g） 1本

③ DPP-4阻害薬の週1回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週1回、月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が14日分処方の時）

アレンドロン酸35mg（週1回製剤） 1回1錠 起床時 14日分→2日分

マリゼブ錠12.5mg（週1回製剤） 1回1錠 朝食後 14日分→2日分

④ 「1日おきに服用」「週3日 火・木・土曜」「週2日 月・金曜」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が30日分処方の時）

バクタ配合錠 1回1錠 朝食後 1日おき 30日分→15日分

⑤ 経腸栄養剤の患者希望によるフレーバー変更

例：エンシュア・H ミルク味→コーヒー味

⑥ 局方品の変更

例：乳糖「ホエイ」⇔「マルイシ」の切り替え

⑦ 一包化指示の継続

前回まで・前回から一包化していた患者の一包化指示が今回処方で消えていた場合、患者と相談して一包化指示を継続してかまわない

※降圧剤等で、調節のためなどの医師指示を患者が受けている場合は一包化不可

※今まで一包化指示がない患者に一包化する場合は疑義照会が必要となります

⑧ 残薬調整（注射薬、注射薬関連物品、抗がん剤を除く）

※原則、残薬の現物を確認すること

※次回受診日を確認し、薬剤が不足とならないようにすること

※次回の処方忘れの可能性や保険請求の不整合が起こる可能性があるため、1日以上処方日数（全削除は不可）とすること

※残薬が生じた原因について検討し、適切に指導や介入を行い、

4. 運用開始日

2022年4月1日

作成:2022.4.1
改訂:2022.8.15

項目⑥~⑧の追加